

令和6年度第2回苫小牧市環境審議会（会議要旨）

日 時：令和6年11月12日（火）13：15～13：55

会 場：市役所9階議会大会議室

出席委員：8名

事務局：石黒部長、櫻井室長、干谷主幹、斎藤副主幹、中山主査、田村主査、石川主査、
田村技師、笠山主事（9名）

○櫻井室長

定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回苫小牧市環境審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

司会を担当します環境衛生部ゼロカーボン推進室長の櫻井と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日の出席委員数は、委員数15名中8名で、現在7名となっておりますが8名になる予定ですので、半数以上の出席となっておりますので、本会議は成立していることを、ご報告いたします。

次に、委員の交代について連絡いたします。本日、欠席となりましたが、北洋大学の陳委員より退任の届が提出され、同大学より引き続き推薦を受け、樋口 葵様が新たに委員となっております。

なお、本日の欠席者につきましては、樋口委員、佐藤委員、清水委員、芹澤委員、鳥田委員、野村委員、小林委員より、欠席との連絡をいただいております。

続きまして、審議会開催に当たりまして、石黒部長より御挨拶申し上げます。

○石黒部長

環境衛生部長の石黒でございます。令和6年度第2回苫小牧市環境審議会の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市環境行政に多大な御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、改めまして感謝申し上げます。

本日は、報告事項として、令和6年度版苫小牧市環境白書に基づき、令和5年度の実績を踏まえた環境の現況と対策について、ご説明させていただくほか、議題として、（仮称）再エネ条例について、ご審議いただくことを予定しております。

（仮称）再エネ条例につきましては、本年5月の第1回審議会において、条例制定について諮問させていただいて以降、部会を設置いただき、部会委員の皆様から大変多くの、様々なご意見を頂戴し検討を深めてまいりました。

部会長を務めていただきました八田会長をはじめ、部会委員の皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

このうち、その経過等を含めて、現在の条例案の検討状況等を説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

今年度、最後の審議会となりますので、皆様からの忌憚のないご意見をお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

○櫻井室長

石黒部長、ありがとうございました。

会議に入るに当たり、本審議会の会議録につきましては、苫小牧市市民参加条例第 1 1 条により公開することになっており、開催結果につきましては、後日、ホームページ等で公開してまいりますので、あらかじめご了承願います。なお、会議中の発言につきましては、皆様の前にありますマイクのボタンを押していただき、ランプが点灯したことを確認してから発言をお願いいたします。また、マイクの接続数に制限がございますため、発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してランプを消していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

資料についてでございますが、本日の会議より、ペーパーレス化を図るため、パソコンをお持ちでない委員へ貸し出し用タブレットをお渡ししております。

タブレット画面に資料名が見える状態になっていると思いますが、確認が難しい場合は、近くにいる職員にお聞きください。

ここからの進行は、会長が議長として会議を進めて頂きたいと思っておりますので、八田会長よろしく願います。

○八田会長

それでは、次第により会議を進めてまいります。議題の報告の後、質疑応答という形で行います。質問等がある方は、その際挙手をお願いいたします。

本日の会議は 14 時 45 分までを予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。それでは、はじめに議題に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

(議題)

(仮称) 再エネ条例について

○石川主査

ゼロカーボン推進室の石川と申します。私の方から(仮称)再エネ条例について、お手元の資料 1 - 1 に沿ってご説明させていただきますので、ご持参いただいたパソコンやタブレット、またお手元のタブレットでご覧いただければと思います。着座にて失礼いたします。

2 ページ目をご覧ください。こちらの内容については、5 月の第 1 回審議会のときにご説明したものととなります。2012 年に再エネの FIT 制度が開始されて以降、本市では、そのポテンシャルが高いことから太陽光発電を中心に再エネの導入が拡大しております。一方、本市ではこれまで再エネ発電事業者による大きな地域トラブルはありませんでしたが、全国では地域トラブルが発生していることから、近年では再エネの条例やガイドライン等の再エネ設備設置基準を制定する自治体が増加しております。そこで、本市においても、ゼロカーボンシティの実現に向けて、再エネの最大限の導入促進を図りながら、今後のトラブルを未然に防ぐために、開発による環境への重大な影響を回避・低減するための一定のルール作りが必要であるという認識でございまして、条例の制定を目指すと、本審議会に答申いたしました。

3 ページ目をご覧ください。条例の制定に向けては、本審議会の委員により構成された部会を設置しました。苫小牧工業高等専門学校八田委員に会長を務めていただき、苫小牧市町内会連合会の岩田委員、公益財団法人日本野鳥の会の山口委員、苫小牧商工会議所の芹澤委員、北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支社の菊地委員にご参加いただき、全 2 回開催しました。部会では条例素案を基に詳細な議論を行い、委員の皆様から様々なご意見等を頂きながら条例の方向性を確認しましたが、その内容について次のページからご説明します。

4 ページ目をご覧ください。こちらは、条例の骨子案でございますが、内容につきましては、第 1 回審議会時にご説明したのから大きくは変わっておりません。現段階の条例素案については、資料 1 - 2 をお配りしておりますのでご覧

いただければと思いますが、今後、議会で審議することとなりますので部外秘としていただき取り扱いにはご注意ください。

5 ページ目をご覧ください。部会の中で委員のみなさまからご意見をいただいた多くは、条例の運用に関することとございました。このページでは、主なご意見などをいくつかご紹介いたします。一つ目ですが、事前協議の中で、専門家からの意見を市にも報告することを求めて、市側でも意見をもとに検討して指導等できるようにしてほしいというご意見がございました。これについてですが、市としましては、希少鳥類の繁殖地などの情報を再エネ導入支援マップの非公開版として把握しているため、運用の中で事前協議の段階で日本野鳥の会や北大の先崎先生といった専門家の皆様に意見を求めるように促していきたいと考えており、その相談結果もしっかりと報告させるという仕組み作りを検討していきます。二つ目ですが、例えば禁止区域で建てたい等、違反している事業者へ条例でどこまでストップをかけられるのかというご質問がございました。これについてですが、市では事前協議の中で事業概要について把握できるため、禁止区域に設置したいとあれば、それは市から指導、助言、勧告ができるものと考えております。また、勧告に従わなかった場合には、命令という形で、事業者に対して工事の中止や発電設備の除去、事業区域の原状回復等、必要な措置を命ずることができるとしており、一定程度の抑止力があると考えております。三つ目ですが、維持管理の一環として環境影響評価の事後調査を義務付け、必要な場合には市から事業者に改善を指示できるようにすべきではないかのご意見がありました。こちらについてですが、市としましては、事業によって状況も違うことから運用の中で個別対応できるように施行規則の中で記載を求めることができるよう検討いたします。また、維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるときには勧告の対象となります。このため、事業者負担の増加になることから、事後調査を義務付けることまではしないと考えております。四つ目ですが、市民には本条例の目的・内容が分かりやすく伝わるような工夫と、事業者にとっては今後の再エネ導入を妨げるものではないことがしっかりと伝わるような展開をお願いしたいというご意見がございました。こちらについては、市としましては、市民に対して本条例の目的である再エネの推進と自然環境等と調和が目的であること、その内容がわかりやすく伝わるように工夫していきたいと考えております。また、本条例が事業者の経済活動に負担とならないように、他法令等の規定を受けて用意した書類等の活用が図れないかなど、少しでも事業者の負担軽減に繋がるように配慮したいと考えております。加えて、事業者にとっては、本条例に基づいた手続きを行うことで、安全性の確保や自然環境等への配慮が図られていることなどについて担保されるなどメリットが見込まれるような運用も検討していきたいと考えております。

6 ページ目をご覧ください。部会において委員の皆様から様々なご意見等を頂きながら条例の方向性を確認した結果としまして、再エネ条例の策定について妥当なものであると認めるという答申案でまとまりました。また、答申に際して、4 点の意見を申し添えとし、一つ目、この条例は、苫小牧市のゼロカーボンシティの実現に向けて、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進の調和を図ることを目的とすること。二つ目、この条例の対象となる再生可能エネルギー発電事業は、市内においても導入が拡大している太陽光発電事業、及び自然環境等に影響が大きいと見込まれる風力発電事業とすること。三つ目、災害の防止、自然環境等の保全又は地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るために、事業区域に含めてはいけない区域を設定すること。四つ目、再生可能エネルギー発電設備の設置や管理等に関する必要な事項を定める当たり、条例の目的を果たすために実効性のある制度設計とすること。

今後の条例制定に向けたスケジュールとしましては、本審議会からの答申をいただきまして、今月開催予定の市議会の総合開発特別委員会で検討状況を報告いたします。その後、12 月頃のパブリックコメントを経て、2 月議会で条例案を提出する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○八田会長

ただいまの説明内容に対し、御質問ございますか。御質問がある方は挙手をお願いします。また、マイクでの発言の

前には、お名前をおっしゃっていただきますようご協力をお願いいたします。

○A 委員

部会の方も参加させていただいたので、コメントですが、今後のガイドラインであったりとか施行規則など細かい手順の部分は、今後定められていかれると思いますが、実際に運用していくにあたって、そこもちょっと大事な部分になってくるかと思しますので、是非、部会でも出させていただいた意見も踏まえて作っていただければと思います。

○石川主査

部会の方でも、様々なご意見をいただきまして、大変参考になると考えておりますので、運用の方でしっかりと実効性のあるものが制度設計になるようにしっかりと検討していきたいと考えております。

○八田会長

ほかに、ご質問はございますか。ご質問がある方は挙手をお願いします。

○B 委員

自然環境との調和というワードが結構でてるが、具体的にはどういうことなのか。

○石川主査

今回の条例の中で禁止区域というものをご指定しております。例えば、禁止区域の中ですと苫小牧市の自然環境保全地区等、すでに法令等で工作物の設置が規制されているような場所等については、今回、禁止区域としていくつか指定させていただいております。

例えば、ウトナイ湖のラムサール条約湿地とかを指定させていただいているところと、元々、開発行為がされていないような場所につきましても、貴重な鳥類等が生息している可能性もございまして、そういった場所につきましても日本野鳥の会様等、専門家のご意見をいただきながら、本当にその場所を開発して太陽光を設置していいのかなど、事前協議等からしっかりと見極めて再エネの推進もゼロカーボンには必要となりますので、その調和を図っていくということを目的としてやっていきたいと考えているところでございます。

○八田会長

ほかに、ご質問はございますか。ご質問がある方は挙手をお願いします。

・ご質問がないようですので、次に進みます。

議題（仮称）再エネ条例の、苫小牧市長職務代理者への答申についてですが、部会での協議結果と、本日皆様からいただいたご意見を基に、事務局で「案」を作成いただいたのち、苫小牧市環境審議会として、答申を行いたいと思います。

以上の内容で、皆様よろしいでしょうか。

～委員同意～

ありがとうございます。答申については以上です。

次に報告、令和6年度版苫小牧市環境白書（令和5年度実績）公害防止（環境の現況と対策）について事務局より説明をお願いいたします。

○田村技師

ゼロカーボン推進室環境保全担当の田村と申します。

私から、令和6年度版苫小牧市環境白書のうち、第7章公害防止「環境の現況と対策」につきましてご説明させていただきます。着席にて失礼いたします。初めにお手元のタブレットにございますファイル名「資料2-1 第1節大気」をご参照願います。

こちらでは、大気汚染に係る環境基準の達成状況などについて取り上げております。以降お示しするページにつきましては、各ページ下にございますページ番号にてご案内させていただきます。それでは122ページをご参照願います。下段の表にございます11物質が、環境基準として、達成されていることが望ましい値が定められており、かつ本市においても、達成状況について常時監視している物質となっております。令和5年度は、光化学オキシダントのみ環境基準未達成となりました。

以降、123から142ページにかけて、各物質の年間最高値など結果を掲載しておりますが、今回は、環境基準を超過した光化学オキシダントにつきまして詳細をご説明させていただきます。130ページをご参照願います。

光化学オキシダントにつきましては、市内6局ある測定局うち、双葉局、明野公園局、沼ノ端公園局及び勇払局の4局にて測定を行っております。環境基準値は大気中濃度0.060ppm以下と設定されており、午前5時から午後8時までの1時間値がこれを超えると基準を超過したと評価されます。令和5年度は、全ての測定局で超過が確認されました。超過の原因につきましては、例年、越境汚染により本市のみならず全国的に環境基準が達成されていない状況であることや、本市で観測された数値につきましても例年とほぼ同等の推移であることから、本市の超過も東アジア大陸等からの越境汚染によるものであると推測しております。その他環境基準等達成された項目につきましては、後ほどご参照願います。

次にページが飛びまして143ページをご参照願います。本市では、先ほどご説明いたしました大気環境の監視の他に、工場等への立入調査を行い、大気汚染に係るばい煙測定義務及び排出基準に係る遵守状況等を確認しております。

「(1) 法令によるばい煙及び一般粉じんの規制・指導」について、本市では大気汚染防止法に基づき工場を除く事業場に対し立入調査を実施しております。表になりますが、令和5年度は29事業場にて調査を実施しました。うち4事業場では法に基づく届出が未提出である旨指導し届出を提出させました。また、自主測定を実施していない事業場も1件確認されましたことから、指導を行っております。

次に(2) 公害防止協定の締結及び指導についてです。ばい煙の発生量が多い工場等に対して北海道又は本市が主体となり公害防止協定を締結しております。こちらについても立入調査を実施し、定められた協定値が遵守されていることを確認しております。大気関係は以上となります。

次に別ファイルになります。「資料2-2 第2節水質」をご参照願います。

初めに、149ページをご参照願います。こちらでは、河川及び海域の水質に係る環境基準の達成状況などを取り上げております。表にございます市内10河川及び苫小牧海域については、北海道が調査を実施しております。北海道の結果につきましては、最新が令和4年度となっておりますが、ここでは一部河川にて環境基準の超過が確認されたとの結果が示されております。こちらの詳細につきましては、152ページをご参照願います。超過が確認されたのは表の上から3番目にあたる覚生川で、項目のうち、BOD（生物化学的酸素要求量）について、測定結果1.2mg/Lとなっており、環境基準である1mg/Lを超過したとの結果が示されております。なお、令和4年度の結果を踏まえて、超過の要因及び令和5年度の状況について北海道庁に問合せいたしました。超過の要因につきまして、北海道では、周辺環境に新たな発生源が設置されていないか又は汚染等の苦情が寄せられていないかなど調査を実施したとのことですが、特段変化は確認されなかったことでした。このことから、超過の要因は自然由来であると推測しているとのことでした。また、令和5年度につきましては、環境基準の超過はないとのことでした。

次に、ページが戻りますが、151ページをご参照願います。

本市では、北海道の調査とは別に、新千歳空港からの排水が及ぼす河川への影響について確認するため、美々川とその支流である美沢川について計4地点で調査を実施しております。環境基準が設定されている美々川3地点につきましては、各地点で基準を満たす結果となりました。美沢川につきましては、支流であるため環境基準の設定がない河川となっておりますが、美々川と同等の結果となっております。

続いてページが飛んで163ページをご参照願います。中段、「(2) 公害防止協定による規制・指導」についてです。水質に係る公害防止協定締結事業所への立入調査を行った結果を表に記載しております。令和5年度は、全ての事業所において協定値が遵守されていることを確認しております。水質の状況については以上でございます。

次に別ファイルになります。「資料2-3 第3節 騒音・振動」をご参照願います。

本市では、一般的な生活環境で発生している騒音を指す環境騒音、幹線道路等の近傍で発生する自動車騒音及び道路交通振動、また、新千歳空港や千歳飛行場を発着する航空機などに起因する航空機騒音の測定を行っています。表に記載のとおり、令和5年度は、全ての項目において環境基準等を満たす結果となりました。詳細な結果につきましては、この先のページに掲載しておりますので、後ほどご参照願います。騒音・振動関係のご説明は以上となります。

続いて別ファイルになります。「資料2-4 第4・5節 悪臭・公害苦情」をご参照願います。

本市では、事業所から発生する悪臭について規制を行っております。悪臭防止法では、表に記載の物質を規制対象としており、その規制方法として排出濃度規制、又は嗅覚測定法による臭気指数評価のいずれかを採用するよう規定されております。本市では、排出濃度による規制を採用し、その中で最も厳しい濃度を規制値として設定しております。173ページに本市の調査結果を記載しております。下段「事業場の敷地境界線における調査結果」につきましてご説明差し上げます。令和5年度につきましては、環境省からの委託事業により、肥料製造を行っている事業所について臭気対策に係る調査を実施しました。表にございます結果はそれにより得られたものとなります。昨年度の事業で得られた知見を踏まえて、臭気低減に係る有効な対策案について引続き協議を続けております。悪臭関係のご説明は以上となります。

174ページ「第5節 公害苦情」をご参照願います。

上段の表「公害苦情の種類別件数と主な申立内容」につきましては、本市に寄せられました公害苦情の種類及び件数を記載しております。令和5年度は、41件の相談が寄せられており、前年度と比較いたしますと13件減少となりました。

私からの説明は以上となります。

○八田会長

ただいまの説明内容に対し、御質問ございますか。御質問がある方は挙手をお願いします。ございませんでしょうか。それでは私から、基本的に例年と大きくは変わっていないという認識でよろしいでしょうか。

○田村技師

はい、そうですね。今のところ環境基準等に関して、特記事項になるような事例は特に確認されておられません。

○八田会長

ありがとうございます。皆様の方からご質問等はありませんでしょうか。それでは質問がないようなので、続いてその他に移ります。事務局から何かございますでしょうか。

○笠山主事

ゼロカーボン推進室の笠山です。本日は皆様から貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。次回の苫小牧市環境審議会についてお知らせいたします。令和6年度の開催は、本審議会で終了し、次回は次年度、令和7年度に開催いたします。

また、委員の任期が令和7年6月までとなっておりますので、次回審議会は、改めてご推薦、一般公募等を踏まえ、新しく委嘱を受けられた方で、お集まりいただくこととなります。委員の皆様におかれましては、令和5年度からの2年間、委員をお引き受けくださり、誠にありがとうございました。改めて次年度になりましたら、各団体への委員推薦依頼、及び一般公募を行わせていただきます。一般公募は、とまこまい広報及びHPで案内させていただきます。その際は、皆様よろしく願いいたします。

私からは以上です

○八田会長

他にございますか。それでは、最後に全体を通して何か御質問ございますか。御質問がある方は挙手をお願いします。特にご質問がないようでございますので、これもちまして第2回環境審議会を終了いたします。本日はお忙しいところ御出席いただきありがとうございました。